

資 料 編

検討委員会や県民、団体などからの主な意見・提案

検討委員会や関係文化団体へのアンケート調査、県民からのアイデア募集などにおける主な意見・提案

1. 芸術文化を創造・発信する

(1) 芸術文化を担う人材を育成する

- ・ 若手芸術家や芸術家を目指す人々の発表の場の充実（公共施設や学校・教会などの活用、会場料金の低額化、ボランティアによる開催サポート、アウトリーチ活動としての学校への派遣、途上国への派遣）
- ・ 若手芸術家や芸術家を目指す人々の制作の場の充実（会場の一定期間無料提供、画廊の無料開放、美術館の日曜無料公開など）
- ・ まだ評価が定まっていないアートや活動への中・長期的支援
- ・ 付属交響楽団への外国人研修生の受け入れ
- ・ オーディションやコンペティション、顕彰制度の充実
- ・ 芸術家の育成・活動への補助金制度の設立（公開審査でのプレゼンテーション・実績報告などの制度化を含む）
- ・ 芸術家と聴衆とをつなぎ、芸術文化への理解と知識を持ったプロデューサーの育成（施設やストリート、家庭などの「場」に応じたプロデューサーの育成、ホール・美術館マネージャーの育成、プロデューサーのネットワーク化）
- ・ 市町・区単位の総合プロデューサー、小学校単位の地域プロデューサーを設置し、地域の芸術文化振興計画を作成
- ・ アートマネジメント講座の充実（理論・歴史中心から実務・実践中心に充実、県北部での実施）
- ・ 芸術系大学の設立、演劇大学の設立、県立大学での芸術学部の創設、県立美術館や芸術文化センター、ピッコロシアターの芸術大学への活用

(2) 芸術文化の拠点機能を高める

- ・ 芸術家が地域に定着するよう、地域にいても全国や世界に発信できる仕組みづくり
- ・ 事業の収益性だけを追求して外部から人を呼ぶのではなく、地域の自主的な文化の創造を後押しし、地域に文化が根付くプロセスを提供
- ・ 緩やかなくくりや自由な雰囲気など、芸術家の制作意欲を刺激し、芸術家が制作や発表をしようと思える環境づくり
- ・ 芸術家の人材データベースの構築、活用
- ・ 芸術文化に関する情報や舞台芸術資料などを集めた、相談や情報発信拠点の創設（インターネットの活用を含む）
- ・ 芸術家や芸術文化に興味がある人が、集い交流できる場の充実
- ・ 学校の芸術の先生など指導者を再教育する機会や場の創設
- ・ 学校教員や子ども会の世話人、社会教育関係者が、ピッコロ劇団の子どもの能力育成プログラムに接する機会の提供
- ・ 兵庫の芸術文化振興を推進する拠点としての芸術文化センター（仮称）の位置づけ（兵庫の芸術文化を全国に情報発信、私立・市町立文化施設へのマネージメントの相談やスタッフの派遣）

(3) 芸術文化を世界に発信する

- ・ 兵庫の芸術文化を世界に発信（国際的に評価される事業の企画、世界的なコンクール）

2. 芸術文化の“場”を育て拡げる

(1) 地域で多様な“場”を育て拡げる

- ・ アウトリーチなどによる芸術文化にふれる機会の地域間格差の解消（各地域への巡回展、交通費などの支援）
- ・ 文化施設による学校でのアウトリーチへの資金・コーディネート面での支援
- ・ 高齢者の芸術文化活動への支援（高齢者向けの鑑賞・実演講座の開設、練習場の確保、発表の場づくり、指導者の派遣、施設料金の低廉化、ボランティアの紹介）
- ・ 障害者の発表の場の提供、障害者の芸術文化活動拠点の構築、施設のバリアフリー化、搬出・搬入などをサポートするボランティアの紹介
- ・ 伝統芸能や現代美術、他国の芸術文化などを鑑賞するための知識を教える場や機会の提供（教室の開設、芸術家や作品の格付け、歴史・文化・民族楽器などの紹介）
- ・ 芸術文化を鑑賞する機会のない人への鑑賞の場の提供
- ・ 休日の学校を利用して、地域住民を巻き込んだ体験プログラムの充実
- ・ 県民の自主的、個性的な芸術文化活動への支援（情報提供、活動助成）
- ・ 大学との連携による専門性の高い芸術文化講座の実施
- ・ 文学分野での芸術文化施策の実施

(2) 青少年が芸術文化に親しむ

- ・ 地域の芸術家を学校に特別教員として派遣するなどして、授業や体験プログラム、芸術文化教育などを充実
- ・ 夏休みや春休みなどを利用して、地域の伝統文化や芸術文化にふれる機会の提供
- ・ 学校以外に、美術館を美術教育に、劇場を演劇や音楽教育に活用、授業の一環としての劇場や美術館での鑑賞体験
- ・ コロンカードの対象の拡大（高校生への配布、コンサートでの割引、ポイント制の導入）
- ・ 在学中に1度は舞台芸術を体験できるよう、学校巡回公演の強化（県立交響楽団、ピッコロ劇団）
- ・ 子どもの能力を引き出す芸術文化教育プログラムの実施、自然教室やトライやるウィークのような施策の検討
- ・ 子どもが芸術文化を受け入れることのできるような、ゆとりのある時間や「場」の提供
- ・ 子どもを対象とした高齢者による文化講座の実施
- ・ 子どもたちが地域の芸術家や遊びの名人と交流できる機会の提供（子ども会への派遣）
- ・ 子どもが多様な遊びを体験できる環境づくり
- ・ 親が芸術文化に親しむ機会や場の提供、親子で芸術文化に親しむ機会や場の提供（パスポートの配布、公演や展覧会の実施）
- ・ 地域の若い人の芸術文化活動の育成、援助、活性化、若い人の感性に合った芸術文化教育の実施

(3) 芸術文化施設を充実する

- ・ 芸術文化施設以外の既存施設も活用して、手軽に発表、練習、備品の保管に利用できる場の充実（長期に利用、利用料金の低額化、利用時間などの規制の緩和）
- ・ けいこ場を求める芸術家と、けいこ場などに転用できる施設の登録制度の創設、民間のけいこ場整備への支援
- ・ 大小の部屋があり、演劇・美術・音楽など様々な分野の人が集まることができるけいこ場の整備
- ・ 都市部から交通の便が良い場所に、宿泊可能な創作練習場を整備

- ・ 既存の稼働率の低いホール等を都市部からの練習所として安価に借りられるよう調整
- ・ インターネットを活用した施設の利用手続きの簡素化
- ・ 但馬文教府など既存文化施設の時代のニーズに合わせた計画的なりニューアル、施設の大規模修繕費用の積立制度の検討
- ・ 施設の催し物・利用情報の一元化
- ・ 施設間ネットワークの構築（県内の公立施設間、県外・他分野施設間の連携、県内の学校図書館のネットワーク構築）
- ・ 県民の芸術文化活動へのホールや県民会館の積極的な開放
- ・ 自分たちのホールであるという地域住民の意識の育成
- ・ 地域で文化施設の運営などに携わりたい人たちのレベルアップの仕組みづくり
- ・ 市町合併後の各市町の既存施設が存続できるような方向性の検討
- ・ 指定管理者制度実施後の公立文化施設のあり方の検討
- ・ 文学関連施設の整備
- ・ 美術館等の平日特定曜日の無料開放を検討

3. 文化力を高め、地域づくりに活かす

(1) 生活文化を高める

- ・ 伝統的な芸術・生活文化を生活の中で立て直し、継承、発展
- ・ 家庭や地域における芸術文化教育や優れた芸術文化にふれる機会の促進
- ・ 限られた時間を芸術文化に振り分ける生活の中での時間の使い方の提案
- ・ 高齢者が持つ技能や伝統芸能などを子どもたちに直接伝える機会の提供

(2) 地域特性を発揮して、文化力を高める

- ・ 各地域の文化資源を、各々の特色を活かしながら芸術化（オペラやミュージカルの制作、演劇祭の開催）
- ・ 震災の経験を活かした兵庫独自の芸術文化事業の展開
- ・ 芸術文化や地域の歴史、風土、文化資源を活かした個性的なまちづくりの取り組みへの支援（顕彰、助成）
- ・ 地域住民自身による地域特性の創造、再発見
- ・ 地域の民話や祭り、伝統芸能、民謡などの保存、継承、発展
- ・ 地域の文化資源を掘り起して地域住民に紹介、活性化（写真や俳句などの創作ツアー、ゆかりの文化人の紹介）
- ・ 県下すべての市町が、その地域の住民が誇れる芸術をひとつ育成
- ・ マスコミを活用し、地域の文化資源を県内外に戦略的に広報
- ・ 地域の伝統的な活動や地域の個性をつくる文化活動への子どもの参加促進

(3) まちづくりを進める

- ・ 伝統芸能をはじめあらゆる芸術文化の分野で全国的に情報発信できる1ヶ月程度のフェスティバルの開催
- ・ 世界中から芸術や文化政策に関する知識を集めている大学の文化政策部門による、芸術文化を活かしたまちづくりへのアドバイス
- ・ 地区や市町村単位でグループを結成して芸術文化活動の担い手に任命し、まちづくりや村おこしに起用
- ・ 芸術文化や芸術文化施設、大学を核としたトータル的なまちづくりの推進（芸術文化産業・商業・教育・観光・飲食業の立地促進）
- ・ 芸術文化施設と地元商店街との連携による、施設と商店街双方の活性化

- ・ 人々の心を和ませる街並みや景観の形成（公園や広場の設置、ビルの屋上美化、建物・看板の色彩統一）

（４）産業づくりを進める

- ・ 地域の文化資源を核に、ベンチャー企業が集まりやすい環境の整備
- ・ 地域の芸術家との新製品の共同開発や生産システムの変更、行事や観光とのタイアップなどにより、伝統産業を近代産業に育成、芸術文化産業の活性化
- ・ かつての映画撮影所のように、現代の映画制作を支えるCG制作産業の誘致
- ・ 地域の地場産業や観光産業と連携し、消費者の気持ちを引くような地域ブランドの確立
- ・ 地域の産業はその地域の文化でもあり、産業遺産を文化資源として活用
- ・ 地域の文化資源を活かしたまちの雰囲気づくりや観光ツアーの企画などによる、観光産業の振興
- ・ 優れた職人技の評価、職人の育成及び後継者の育成

4. みんなで支え、総合的に取り組む

（１）県民が芸術文化を支え育てる

- ・ 専門性の高い文化ボランティア・NPOの育成
- ・ 文化ボランティアやNPOへの活躍の場の提供（事業の企画や運営、作品の解説、講座の講師、施設の管理運営、芸術家の社会参加への支援）
- ・ 地域住民や芸術団体の参画の促進（絵の教室やまち歩き講座の開設、舞台制作のサポート、施設建設を含め事業の計画・実行・評価の各段階での意見聴取等）
- ・ 民間が行う芸術文化普及活動に対する行政による財政的支援
- ・ 営利部門とボランティアとが協働できる仕組みづくり
- ・ マスメディアによる、芸術文化の発信に対する積極的な参画
- ・ 国の補助制度や企業メセナの積極的な活用
- ・ 個人メセナの活性化（県民有志がパトロンになって芸術家を支援するサポートクラブの設立、県民からの寄付を基金に受け入れる制度の創設）
- ・ 県民の参加意識を高めるとともに芸術文化施策の財源確保のため、兵庫県独自の県税として県民を対象とした芸術文化税の創設
- ・ 県と第三者が芸術文化振興に対して評価し、その評価を施策にフィードバックするシステムの確立
- ・ 目標と達成状況を数値で把握し、定量的に評価することができる指標づくり
- ・ 予算配分を含め、県の文化振興行政から独立した機関（アーツ・カウンシル）の設置

（２）連携体制を整備する

- ・ 知事部局と教育委員会との役割分担や既存事業の見直し、連携、縦割り行政の解消（美術館や博物館の所管の見直し、芸術文化行政の一元化、県と学校との連携）
- ・ 県職員の文化に対する関心を高め、県施策全体への芸術文化の視点を導入
- ・ 財源を確保するシステムの検討、県の経常予算の最低1%を芸術文化関係に予算化
- ・ 住民が主体となって事業を行い、課題が発生すれば市町が支援し、それでも無理なら県が支援するという、ボトムアップ型の市民自治をベースとした補完性原則の確立
- ・ 展覧会・公演などでの官民の役割分担の明確化
- ・ 市町の参加・交流・創造型事業の充実

用語の解説

【* 1 公共財】

公共財とは、公園や消防、警察のように、その便益が多くの人々に同時に享受され、しかもその対価の負担を特定の人だけに求められない財やサービスのことである。芸術文化の場合は、公演や展覧会では料金を徴収することが可能であるが、その対価ですべてをまかなうことができない場合も多く、また、ひとつづくりや産業づくり、まちづくりなどの面への芸術文化の貢献については、特定の人から対価を求めることができないことから、一定の公的な支援が必要である。

【* 2 メセナ】

メセナとは、芸術文化を保護、支援することをいい、特に、企業による芸術文化の支援活動という場合が多い。

【* 3 アートマネジメント】

アートマネジメントとは、狭義には、文化施設の運営や芸術文化団体の活動、あるいは、芸術文化関係の催しをより効果的で大きな成果を上げるための活動のことをいい、具体的には、企画制作、経理や組織管理などの業務、広報活動やマーケティングなどの業務が含まれる。また、広義には、芸術・文化と現代社会とのもっとも好ましい関係を探求し、アートの力を社会に広く解放することによって、成熟した社会を実現するための知識、方法、活動の総体を指す。

【* 4 アウトリーチ】

アウトリーチ (outreach) とは、文化施設では、日頃、芸術文化に触れる機会の少ない人に対して、文化施設や芸術団体が身近な場所に出向き、又は、親しみやすい方法で芸術文化の鑑賞・体験機会を提供するものである。

【* 5 ワークショップ】

ワークショップ (workshop) とは、参加者が自ら主体的に参加し、交流する、体験的かつ双方向的に学ぶ学習の手法や場のことを言う。

【* 6 生活文化】

ここでいう生活文化は、国の文化芸術振興基本法に定める生活文化（茶道・華道・書道などの生活に係る文化）と異なり、人間の生き方、暮らし方の質を高めることにつながる衣食住全般の幅広い文化を意味している。

【* 7 フィルムコミッション】

フィルムコミッションとは、映画やテレビドラマ、CMなどのロケーション撮影の誘致や実際のロケをスムーズに進めるための非営利な公的機関である。現在、欧米を中心に世界 31 カ国に約 300 の団体が組織されている。それらの多くが自治体などに組織されており、国内ばかりでなく、国際的なロケの誘致・支援活動の窓口として、地域の経済・観光振興に大きな効果を挙げている。

【* 8 ツーリズム】

ツーリズムとは、レジャー（狭義の余暇活動）のみならず、自己研さん、コミュニティ活動、ボランティア活動（広義の余暇活動）、ビジネス（労働）などの目的で、一時的に通常的生活拠点を離れ、旅行・滞在することをいう。

【* 9 産業遺産】

産業遺産とは、産業活動に関する歴史的な意義のある物的資料をいい、現在も利用に供されているものも含む。（近・現代産業の形成と発展に重要な役割を果たした、施設、建築物、構築物、設備、機械類、道具、工具、製品（完成品・試作品）、部品類、材料、試料、模型、写真、図面、仕様書、カタログなど）

【* 10 芸術文化産業】

芸術文化産業とは、狭義には、美術・音楽・演劇などの芸術文化的な財やサービスを産み出す産業のことをいうが、関連する産業として、芸術文化的な情報を受けて伝達する放送・情報通信事業者、芸術文化的な情報を複製して消費者に販売する事業者らも含めている。また、広義には、アパレルや装飾品、食品産業など、デザインや情報など芸術文化的な価値を付加した製造・小売業や、芸術文化事業や文化・歴史資源などを活用したツーリズム産業などを含めて考える。

【* 11 コンテンツ産業】

コンテンツ産業とは、映像産業や音楽産業、テレビ産業、出版産業など、映像や音楽、情報通信、放送、教育、出版、印刷、広告、デザインなどの情報（コンテンツ）を生産し提供する産業のことをいう。

本文中に出てきた事例の解説集

○ 六甲・摩耶 山の音楽祭（10頁）（<http://www.rokkosan.org/yamaongaku/>）

1 趣 旨

平成14年に、六甲山緑化100周年と六甲ケーブル開業70周年の記念事業として始まった。
芸術文化活動を通して、さらなる六甲・摩耶地区の活性化のため、同地区の新たな魅力を発信することを目的に開催されている。

2 事業内容

会期中には、週末ごとに六甲・摩耶地区のホテルやレジャー施設などでコンサートが開催される。
さらに、市民参加型事業として、東京都のヘブンアーティスト制度の六甲版とも言うべき、「ROMAN（Rokko-Maya-National-Parkの略）ARTIST」を公募し、審査を経て選ばれたアマチュア音楽家、演奏家が、ノーギャラだが「投げ銭やCD等販売による収入確保はOK」という条件で、六甲山のオープンスペースを舞台に演奏を行う市民参加型の催しも行われている。

3 主 催

「六甲・摩耶 山の音楽祭」実行委員会

4 参 考

東京都ヘブンアーティスト制度：審査により選定したアーティストにライセンスを発行して、公園や地下鉄の駅など、公共施設の一部を活動の場として提供することによって、「街のなかにある劇場」として都民が気軽に芸術に親しむことができ、アーティストと観客との交流をとおして芸術文化を育む場としていくもの。

○ ひめじ・まちかどパフォーマンス（11頁）

1 趣 旨

姫路の中心市街地の賑わいの創出と活性化を目的として、平成14年より開催されている。

2 事業内容

大道芸や音楽等のパフォーマンスを演じるアーティストを募集し、審査の上、合格したアーティストに、中心市街地の商店街に設けた場所において演奏や演技ができるライセンス証を発行する。

また、同時に、まちかどパフォーマンス指定会場の募集とユニークなイベント企画も募集する。

① 活動日時 原則として土曜日、時間は午前11時～午後4時頃（但し、1・2・7・8月は休演）

② 活動場所 姫路TMOが指定する下記の場所
・姫路ひろめ市場御幸通商店街沿い
・ボン・マルシェ南町中央商店街沿い
・イーグレ姫路本店商店街沿い

3 主 催

姫路TMO・ひめじ・まちかどパフォーマンス実行委員会

○ 中町文化会館（ベルディーホール）の運営への住民の参加（14頁）（<http://www.nakacho.jp/verde/>）

ホール運営を支える住民参加の組織として、次のものがある。

1 文化会館運営連絡協議会

文化会館の管理運営に関し、指導ならびに助言、そして団体間の事業日程等の調整を協議する。

2 文化会館運営評議員会

自主公演事業について協議検討し、企画からそれぞれ事業のプロモートまでを担当する。

3 文化連盟

ホールから、自主事業を受託、実施する。

4 ボランティアオペレータークラブ

舞台美術・照明・音響・案内の4部門があり、中町サマーフェスティバル、中町芸能祭、中町音楽祭では照明・音響・舞台の各部門で活動し、自主事業では搬入・搬出・窓口業務などを行っている。

5 ベルディーホール私設応援団「フルハウス 616」

民間個人メセナ組織で、一口2千円の文化支援金を出すとともに、事業へのアドバイスやサブイベントなどを行っている。

6 その他

- ・ ベルディーホール友の会
- ・ 住民企画による自主公演事業

○ 芸術と計画会議 (C.A.P.) (14頁) (<http://www.cap-kobe.com/>)

1 芸術と計画会議 (C.A.P.) とは

社会的な機能として、芸術を媒介に職業、年齢、性別、国境などの境界を越えてあらゆる人々が集まり、対話し、意見交換ができる場を持つこと、さらに、この意見交換を通して様々な人が深く芸術を探究し、またその可能性を広げ、且つその可能性に形を与え実現させることの必要性を日々感じている芸術家が集まり、1994年より任意団体として様々な活動を行い、2002年には特定非営利活動法人(NPO)に認証された。

1999年11月より約半年間、当時空きビルとなっていた旧神戸移住センターで、「CAP HOUSE - 190日間の芸術的実験」を行った。2002年の春より神戸市から委託を受け、旧神戸移住センターの建物及び海外移住者の資料展示の管理を行うとともに、独自の活動としてCAP HOUSEプロジェクトの企画運営を行っている。

2 主な活動

- ・ CAP HOUSE プロジェクト：旧神戸移住センターを使って、アーティストが集いそれぞれの制作活動を行い、あらゆる人々が交流し、互いに新しい価値を創造していく場を築くための実験を行っていくプロジェクト
- ・ 居留地映画館：神戸21世紀復興記念事業として開催。神戸・旧居留地全体を映画館と見立て、「ビッグスマイル21」など11のプログラムで構成
- ・ アート林間学校：CAP HOUSEのアトリエで制作活動しているアーティストが、各々の考え方、制作方法を元に子供から大人までを対象に行った夏期の芸術講座

○ 淡路人形浄瑠璃の継承・保存の取り組み (15頁)

今のような浄瑠璃と三味線に合わせて人形芝居をするようになったのは、江戸時代の初め頃だといわれている。江戸時代中期には人形座の数は48、人数は900人余りにもなり、巡業により日本全国に伝え、現在も全国各地に伝えられている人形浄瑠璃の多くは、淡路人形浄瑠璃系である。

明治中頃からしだいに衰え、現在は島内の人形座の数は2座だけになったが、伝統芸能の将来を憂慮する多くの人々の尽力により、1969年、財団法人淡路人形協会が設立され、後継者育成と人形座の存続管理が図られている。1976年には、国の「重要無形民俗文化財」に指定された。

また、1952年に創立された県立三原高等学校郷土部での保存・普及活動をはじめ、このすばらしい伝統文化を復興させようと、島内の小・中・高校のクラブや、子ども会、青年のグループなどで活動が活発に行われている。

○ 加美町の箸荷(はせがい)地区での村芝居復活の取り組み (15頁)

箸荷地区では、秋祭りにおいて青年団による奉納芝居が行われていたが、昭和50年代初め、若者の減少により青年団が結成できなくなるとともに姿を消した。

平成5年、約15年ぶりに地区消防団により村芝居は復活され、消防団の青年らによる村芝居劇団「箸

消（はせしょう）興行」が旗揚げされた。その後、毎年、地区の秋祭りでの定期的な上演に加え、町内の老人ホームの慰問公演も実施されている。

平成 14 年には、消防団員や消防団 OB、老人クラブなどから成る「箸荷むら芝居保存会」が設立され、箸消興行を中心に上演に取り組んでいる。また、芝居の舞台を備えた公民館「箸荷むらづくり館（やかた）」の完成に合わせ、同年 10 月には「第一回全国むら芝居サミット」が開催されるとともに「全国むら芝居ネットワーク」が立ち上げられるなど、その活動は広がりを見せている。

○ 天日槍（アメノヒボコ）物語（16 頁）

平成 6 年 10 月、「但馬・理想の都の祭典」での芸術文化分野の最大行事として、但馬開拓の祖といわれる「天日槍」を題材とした但馬オリジナルの市民参加ミュージカルが制作、上演され、但馬 5 会場 7 公演ですべて満席の大成功を収めた。

その後、但馬全域から参加していたキャスト・スタッフの有志が集まり、ミュージカルを続けるために劇団をつくろうと、翌年 4 月には「但馬ミュージカル研究会」が結成された。同研究会では、ミュージカルを創作・演出・公演するための人材を育成し、但馬地域での新たな芸術文化の創造を目指すとともに、但馬から広く内外に発信するため、「心を繋ぐ子守唄—心諒尼物語—」や「このとりが飛ぶとき」など、地域の歴史や自然などを題材にした創作ミュージカルの制作、上演などに取り組んでいる。

○ おさん茂兵衛 DE たんば（16 頁）（<http://web.pref.hyogo.jp/tamba/vi jon/t-vision/network/osannmohetop.htm>）

1 趣 旨

住民の参画と協働のもとに丹波で初めての創作市民オペラの制作・上演に取り組むことにより、地域住民がオペラに親しみ地域を再認識する機会を提供するとともに、丹波の特色ある自然と文化を全国に発信する。

2 事業内容

近松門左衛門や井原西鶴の作品に登場する「おさん茂兵衛」を題材に、物語ゆかりの地・丹波での逸話をもとに、丹波の自然と文化を織り込んだ創作市民オペラを制作し、平成 17 年 3 月の上演を目指して、様々な取り組みを行っている。

3 主 催

おさん茂兵衛 DE たんば実行委員会

○ 北はりま田園空間博物館（16 頁）（<http://www.k-denku.com/>）

1 田園空間博物館（エコミュージアム）とは

エコミュージアムは、1960 年代にフランスのジョルジュ・アンリ・リヴィエール氏の提唱により生まれた活動である。建物の中に展示する従来型の博物館とは異なり、自然景観、水路、建物等のほか、地域の産業や住民の生活そのものまでも含めた有形・無形の地域資源を対象とするもので、内容的には「地域全体が博物館」という思想に基づいた地域づくり活動である。

2 北はりま田園空間博物館の考え方

西脇市、中町、加美町、八千代町、黒田庄町の 1 市 4 町からなる「北はりま」地域では、平成 11 年度より田園空間博物館づくりに取り組んでいる。「美しいふるさとで自らが輝くための北はりま田園空間博物館」をテーマに、以下の 5 つの視点を掲げている。

- (1) 「みんなで作る博物館」をめざす。
- (2) 「人、もの、くらし、地域の資源が躍動する博物館」をめざす。
- (3) 「サテライトがそれぞれの個性を発揮できる博物館」をめざす。
- (4) 「地域内外の人々が、尊重しあい、末永くおつきあいできる博物館」をめざす。
- (5) 「歴史に学び新しい展開をめざす博物館」をめざす。

○ シューベルティアーデたんば（17頁）（<http://www.schubertiade.gr.jp/>）

1 趣 旨

音楽を通じた国際交流や地域交流により、人と自然と文化が調和した森の都「丹波」を創造する「丹波の森構想」を推進する。

2 事業内容

地域住民の参画と協働で創り上げる国際音楽祭の開催を通じて、市民レベルでの国際理解・文化交流を進めるため、ヨーロッパを中心に海外から優れたアーティストを招聘し、ホールや街角でのコンサートに出演し、地域住民との交流を深めている。

地域住民が企画実施する「街角コンサート」や、丹波地域の小・中・養護学校へアーティストを派遣しての「キン・コン・カン・コンサート」（※キン（近くで）・コン（コンサートを）・カン（鑑賞））などが開催されている。

3 主 催

丹波の森国際音楽祭シューベルティアーデたんば実行委員会

○ 長田文化協議会（17頁）（<http://www.nagata-musictown.com/>）

1 長田文化協議会とは

平成5年11月「文化の薫りのするまちづくり」を目的に、長田区内及び近隣の音楽家、クラシック愛好家、市民などの有志が集まり結成された。区民が気軽に芸術を楽しめるまちづくりを目指し、同年12月に完成した長田区総合庁舎にある区民ギャラリーを中心に「サロンコンサート」「絵画展」を開始、また「サルビアコンサート」など様々な文化事業を行い、オペラ「ヘンゼルとグレーテル」（兵庫県芸術文化協会、長田文化協議会主催）の神戸公演（ピフレホール）の際には、会場近くの駅前広場でも子供向けの野外コンサートを開催した。

また音楽ホール建設の署名運動を行った結果、平成10年4月には「ピフレホール」（音楽ホール400席）が建設された。同ホールはスタインウェイのピアノを備えるなど、神戸市で最も優れた音楽ホールとして音楽家の高い評価を受けている。

なお長田区では、「音楽のまち・長田」（Music Town Nagata）を都市再生戦略に採用し、各地区で多彩な音楽事業を展開し、震災後元気を取り戻しつつある。

2 主な活動

- ・長田文化ウィーク：毎年2月を文化週間とし、サルビアコンサート（ピフレホール）・サロンコンサート・長田ちびっ子画家たち展（区民ギャラリー）の3つの文化事業を開催。
- ・サロンコンサート：区民ギャラリーで毎月1回お昼休みにコンサートを開催し、毎回約130名の区民が演奏を楽しんでいる。平成16年3月（約10年間）で135回目を迎えた。出場者はオーディション等で募集、若手音楽家に演奏機会を提供している。

○ 神戸フィルムオフィス（19頁）（<http://www.kobefilm.jp/>）

1 神戸フィルムオフィスとは

神戸は、日本で初めて映画が公開された映画発祥の地であり、都市のほか、海や山、田園など自然のロケーションに恵まれている。そのような神戸を映画やテレビ番組の舞台に使ってもらい、映像を通じて神戸の魅力を国内外にPRするとともに、21世紀の新しい映像文化を神戸から発信しようと、2000年9月に神戸市により設立された非営利の撮影支援団体である。このような組織は、一般的にはフィルムコミッション（FC）といわれている。

また、神戸フィルムオフィスは、国際的な組織である国際フィルムコミッショナーズ協会（AFCI）の日本における正式会員の第1号にもなっている。

2 活動内容

映画やテレビドラマなどのロケ撮影の誘致を行い、撮影会社が求めている撮影ポイントの相談・紹

介や、道路など従来撮影の難しかった公共施設の撮影のために必要な使用許可手続きの無料代行、エキストラの手配やスタッフの宿泊施設、映像関連産業などの地元業者の紹介などを行っている。

○ あまがさきミレニアム遺産100選（19頁）

(<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/web/contents/info/city/city03/kikaku/100sen/itiran.htm>)

1 趣旨

平成12年に、尼崎市の過去を振り返るとともに未来のまちづくりにどういったものを引き継いでいけばよいかを考えてもらうため、21世紀の尼崎に大切に引き継いでいきたいふるさとの宝「あまがさきミレニアム遺産」候補を市民から募集し、学生や有識者から成るミレニアム遺産探検隊の推薦と合わせた207の候補の中から、ミレニアムイベント「あまがさき創・世紀」の入場者により100遺産が選定された。

なお、産業遺産については、選定の時点では十分な調査ができておらず固有のものを、出すことができなかつたため、「川沿いの産業遺産」「臨海部の産業遺産」「内陸部の産業遺産」という表現で推薦され、選定された。

2 産業遺産に関する取り組み

平成12年度	ミレニアム遺産の選定（尼崎市）
13年度	産業遺産に関する調査研究（(財)あまがさき未来協会）
14年度	尼崎の産業遺産発掘シンポジウム（(財)あまがさき未来協会）
15年度	産業遺産の観光資源としての活用に関する調査研究（(財)尼崎地域・産業活性化機構）

○ 神戸文化復興基金（アート・エイド・神戸）（20頁）(<http://www.gallery-shimada.com/artsupport.html>)

1 目的

1995年2月、神戸の文化を自らの手で守り、芸術家自身も力を結集するという理念を掲げ、阪神淡路大震災直後の騒然としたさなかに、「アート・エイド・神戸」の運動がスタートし、この運動を推進し、その活動を支える基金として「神戸文化復興基金」が設立された。被災地の文化の復興を目指して様々な主催事業や助成事業に取り組み、2002年1月、7年間にわたる活動を終えた。

2 基金の使途

主催事業：被災した芸術関係者への緊急支援、詩集や詩画集の出版、美術展や音楽界の開催 等
助成事業：美術展、音楽会、舞台芸術、映画、古典芸能、神戸異人館基金 等

○ 公益信託・亀井純子文化基金（20頁）(<http://www.gallery-shimada.com/artsupport.html>)

1 内容

兵庫県内における若手芸術家の発表活動に対する助成を行うことにより、前途有為な芸術家の育成を図るとともに、地域の文化、芸術発展に寄与している。

2 対象分野

音楽、舞台、彫刻、絵画、写真、その他ジャンルは問わない。

○ 公益信託神戸まちづくり六甲アイランド基金（20頁）

1 内容

神戸市における国際的かつ文化的なコミュニティづくりに資する事業や活動を助成し、もって地域社会の発展と振興に寄与している。

2 対象分野

①国際コミュニティづくり、②文化的な都市環境づくり、③これらに関する広報・調査・研究活動

○ **KOBE HYOGO 2005夢基金プロジェクト（20頁）**（<http://www.kobe-hyogo2005.com/>）

1 内 容

次世代に残したい“KOBE”発の生活モデルとしての「将来世代の夢からはじまる生活文化」をテーマに、それを具体的に実現するプランを支援することで、若い人たちが自らの夢を具現化するために立ち上がり、そうしたひとつひとつのきっかけが多様な活動のスタートとなり、2005年の震災10カ年を機に様々な新しい元気なメッセージとプログラムが発信され、“KOBE”発の生活文化が創造されることを期待している。

2 対象分野

神戸発・地球価値のアイデアやプラン

- ・ 神戸・阪神間を舞台に、生活の中から人と人とがふれあう文化を創造するプロジェクト
- ・ 人や街に優しい、独自の生活文化を育みあってゆくことにつながるプロジェクト
- ・ 次世代に残したい“KOBE”発の生活文化を創造する様々なプロジェクト
- ・ “KOBE”らしさを活かしたユニークな企画やコラボレーションによるプロジェクト
- ・ 人々が元気になるためのツールやイベント、新しい製品企画案

○ **財団法人みなと銀行文化振興財団による芸術文化事業への助成（20頁）**（<http://www.minatofc.or.jp/>）

1 内 容

兵庫県下で実施される文化及びスポーツに関する活動を助成することで、地域社会における文化の振興を図り、もって県民の個性豊かな生活を育んでいる。

2 対象分野

- ①美術展、②音楽演奏会、③演劇公演、④スポーツ大会、⑤その他

○ **坂井時忠音楽賞（20頁）**（<http://hyogo-arts.or.jp/arts/tom1.htm>）

1 内 容

兵庫県内において音楽活動に優れた業績を上げ、かつ将来の活躍が期待される個人、団体を奨励することで、兵庫県の芸術文化の振興に寄与している。

2 対象分野

洋楽（クラシック、ジャズ、ポピュラー等を含む）、邦楽を問わず、主として器楽（独奏・合奏）と声楽（独唱・合唱）としている。

○ **松方ホール音楽賞（20頁）**（<http://www.kobe-np.co.jp/matsukata/ongakusyuu.html>）

1 内 容

兵庫県にゆかりのある新進のクラシック音楽家の活動を顕彰することで、兵庫県の音楽と音楽家を育てていくという地域社会での役割を担っている。

2 対象分野

- ①ピアノ、②弦楽器、③木管楽器、④金管楽器、⑤打楽器、⑥声楽

○ **井植文化賞（20頁）**

1 内 容

兵庫県在住または特に兵庫県にゆかりの深い人（団体）の各部門での活動を顕彰することで、地域社会の一層の発展に寄与している。

2 対象分野

- ①文化芸術、②科学技術、③社会福祉、④地域活動、⑤報道出版、⑥国際交流

芸術文化振興ビジョン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 芸術文化振興ビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定するため、芸術文化の担い手である県民一人ひとりや、企業、各種団体、行政が一体となりつつ、各々が自主的・主体的に、芸術文化の振興をはじめ、芸術文化を活かしたひとづくりや産業づくり、まちづくりに積極的に取り組むための方策等を検討するため、芸術文化振興ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本県の今後の芸術文化振興の方策の検討に関すること。
- (2) 本県の今後の芸術文化を活かしたひとづくりや産業づくり、まちづくりの方策の検討に関すること。
- (3) その他、ビジョン策定に必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる28名以内の委員で組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理するとともに、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 事故その他のやむを得ない理由により委員会が開催できないと委員長が認める場合、委員長は個別に委員の意見を聴取し、委員会の開催とすることができる。

(小委員会)

第6条 委員会に、その所掌事務を分掌させるために、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 小委員会に、座長及び座長代理を置く。
- 4 座長は、小委員会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 5 座長代理は、小委員会に属する委員のうちから、座長が指名する。
- 6 座長の職務及び小委員会の会議については、第4条第4項及び前条を準用する。

(謝金)

第7条 委員、又は委員長が必要と認めた委員以外の者が、会議その他委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員、又は委員長が必要と認めた委員以外の者が、会議その他委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により行政職8級の職務にあるものに対して支給する額に相当する額とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、県民政策部県民文化局芸術文化課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年7月29日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成16年3月31日限り、その効力を失効する。

(招集の特例)

3 この要綱の施行日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、県民政策部長が招集する。

別表（第3条関係）

氏名	役職	備考
秋津シズ子	県立宝塚北高校演劇科長、ピッコロ演劇学校講師	
浅倉 陽子	シューベルティアーデたんばプロデューサー	
稲垣 嗣夫	(株)神戸新聞社代表取締役社長	
岩田 昭治	(財)神戸新聞文化財団常務理事	
岡澤 薫郎	兵庫県地域文化団体協議会会長	
岡田真美子	姫路工業大学教授	
奥村 和恵	中町ベルディーホール顧問	
河内 厚郎	文化プロデューサー、夙川学院短期大学教授	
河島 伸子	同志社大学助教授	
北野美智子	兵庫県連合婦人会会長	
楠 武人	兵庫県中学校長会会長	
小林 義明	近畿地区公立文化施設協議会理事、(財)川西市文化財団常務理事	
佐伯紀久子	能楽師	公募委員
柴生 進	兵庫県市長会長	
島田 誠	ギャラリー島田代表、アート・サポート・センター神戸代表	
杉山 知子	特定非営利活動法人芸術と計画会議代表	
田中 英典	ひょうごCSRクラブ会長	
中田耕一郎	兵庫県町村会長	
新野幸次郎	神戸大学名誉教授、文化庁文化政策推進会議委員	
西野 正矩	(財)兵庫県芸術文化協会理事長	
西村 隆治	沢の鶴株式会社代表取締役社長	
端 信行	京都橘女子大学教授、県立歴史博物館館長	
林 五和夫	ふるさとひょうご創生塾塾長、兵庫・神戸CSの会会長	
速水順一郎	兵庫県子ども会連合会常務理事兼事務局長	
原口 洋一	日本放送協会神戸放送局長	
日野 孝雄	長田文化協議会事務局長、神戸常盤短期大学講師	公募委員
宮崎 俊樹	播磨食品工房代表	公募委員
望月 彰	(社)日本青年会議所近畿地区兵庫ブロック協議会会長	

芸術文化振興ビジョン策定に係るこれまでの取り組み

<検討委員会・小委員会>

委員会	開催年月日	会場	内容
第1回検討委員会	平成15年7月29日	兵庫県公館	・芸術文化振興の現状と課題について
第1回小委員会	平成15年8月12日	兵庫県民会館	・芸術文化に対する基本認識、及び、芸術文化振興の将来展望、基本目標、基本方向、取組方針について
第2回小委員会	平成15年9月2日	兵庫県民会館	・骨子について
第3回小委員会	平成15年10月9日	兵庫県民会館	・中間まとめ（素案）について
第4回小委員会	平成15年10月30日	兵庫県民会館	・中間まとめ（案）について
第2回検討委員会	平成15年11月22日	神戸市教育会館	・中間まとめについて
(第3回検討委員会)	※パブリックコメントの結果を受けた修正案について、全委員の意見を求め、最終案についての了解を得た。		

<県民等への意見聴取の取り組み>

8月 県民アイデア募集（8月1日～31日）
関係文化団体アンケート調査

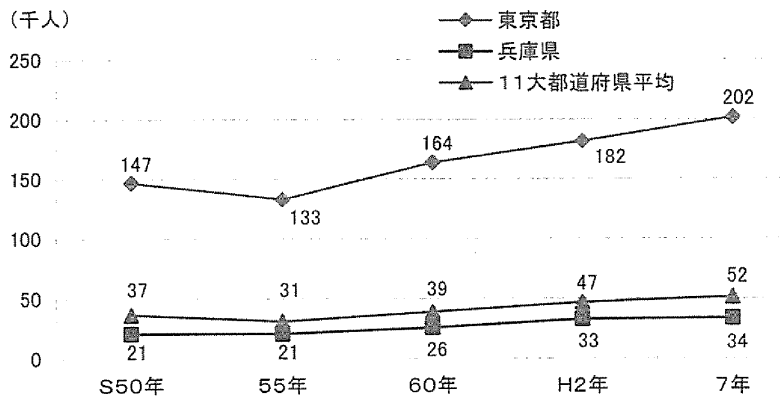
12月 関係文化団体意見照会
有識者意見聴取
文化懇話会委員への意見照会

16年2月 パブリックコメント実施（2月6日～3月8日）

データ集

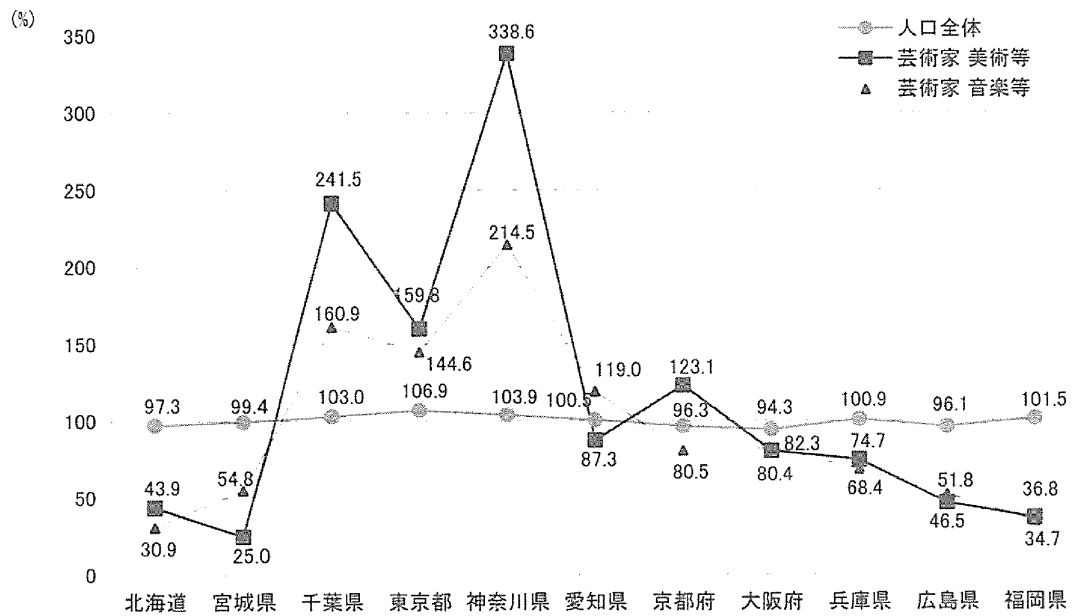
1 芸術文化を創造・発信する

(1) 文筆家・芸術家・芸能家等の推移



(資料) 総務省統計局「国勢調査報告」

(2) 人口増減割合



* 人口全体=転出先/元の住居地

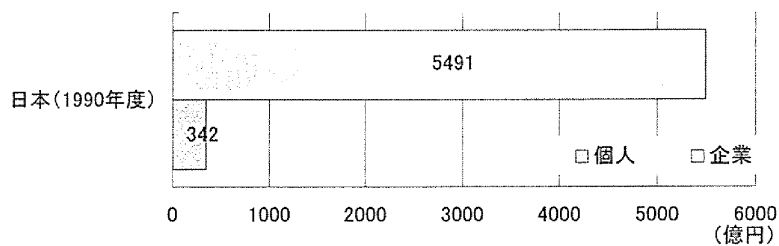
芸術家=現住所等/出身地

(資料) 人口全体：総務省統計局「住民基本台帳移動報告年報」H12年計

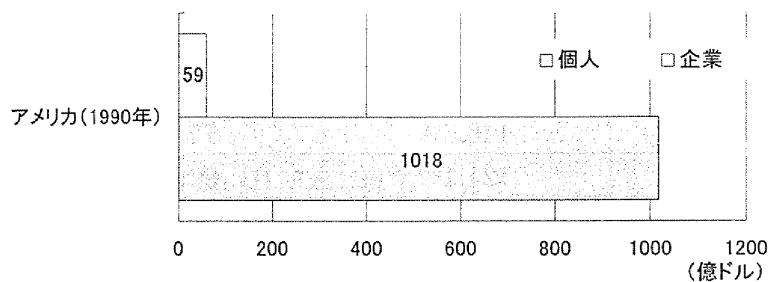
美術家：オーアンドエム リミテッド「日本美術家事典 2002年度版」

音楽家：日本アソシエーツ「音楽家人名事典 新訂第3版」

(2) 個人・企業による寄付金額の日米比較



(資料) 国税庁税務統計



(資料) AAFRC (米国ファンド募集カウンシル協会) 「Giving USA 1991」